



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年4月22日（金）
問い合わせ先：市民生活安全課
課長：金子
担当：田中、小泉
電話：829-1219
内線：2753

「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」の実施について

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成する、首都圏自転車安全利用対策協議会が、自転車の安全利用を促進する実効性のある共同の取組として、このたび、自転車月間推進協議会が主唱する5月の自転車月間期間中、一斉に標記のキャンペーンを実施します。

- 1 実施期間 令和4年5月1日（日）～5月31日（火）
- 2 共通重点 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
自転車点検整備の促進
自転車損害賠償保険等への加入促進
- 3 概要 別添資料「令和4年九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間さいたま市実施要綱」のとおり

令和4年九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間さいたま市実施要綱

1 運動の目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより交通事故の防止を図り、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 運動の進め方

市、市民、事業者及び関係団体は、この要綱に基づき、相互に連携・協力し合って、それぞれの実情に即した効果的な活動を行い、すべての市民の自主的な参加が得られるような市民運動として展開します。

3 スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

4 運動の重点

(1) 九都県市共通重点

- 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- 自転車点検整備の促進
- 自転車損害賠償保険等への加入促進

(2) 埼玉県・さいたま市重点

- 自転車乗用時のヘルメットの着用促進

5 運動期間

令和4年5月1日（日）から31日（火）までの1か月間